

55 サラダナ

A 栽培管理カレンダー

月 旬	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型																											
除草剤 施用時期																											
主要病害虫発生時期	*ハウス春どり 苗立枯病 (○) (種子消毒) すそ枯病 (○) アブラムシ (▲) (○)																										
	*ハウス・露地夏どり 苗立枯病 (○) (種子消毒) すそ枯病 (○) アブラムシ (▲) (○) ハモグリ (○) ヨトウムシ (○)																										
	*ハウス・露地秋どり 苗立枯病 (○) (種子消毒) すそ枯病 (○) アブラムシ (▲) (○) ハモグリ (○) ヨトウムシ (○)																										

【凡例】 作型図 ○播種、△定植(移植)、■■■■■収穫、▲その他栽培管理法等
 主要病害虫発生時期図: —発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調子(○内数字は成分数)
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除
 注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

B 主なクリーン農業技術の概要

(1) 土づくり

- 基盤整備
 - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
 - ・たい肥(ハウス: 4 t/10a、露地: 2 t/10a) 施用を基本とした土づくり
- その他
 - ・ハウス栽培の亜酸化窒素ガス放出削減対策として、高温期の白マルチ使用、完熟たい肥を窒素施肥1週間以上前に施用、冬期間の被覆ビニール除去

(2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
 - ・土壌診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
 - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

(3) 雑草の防除

- 有色マルチの使用、通路の機械除草・手取り除草の実施(除草剤は使用しない)
- ハウス栽培では全面マルチ
- 種草取りによる翌年の雑草発生量抑制

(4) 病害虫の防除

- 物理的防除
 - ・防虫ネットの利用による被害回避
- 生物的防除
 - ・生物農薬の利用（非病原性エルビニア・カロトボーラ、B T 生菌）の利用
- 耕種的防除
 - ・輪作による土壌病害の回避(萎凋病)
 - ・排水改善、換気、かん水調整等でのハウス内の適正湿度の確保
 - ・発病葉の除去などのは場衛生管理の徹底

(5) 植物生育調整剤の使用

使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

なし

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	18.0	16.0	2.0	15.0	3.0
ハウス	19.0	16.0	4.0	13.0	-

注1 たい肥 1 t 当たりの窒素換算量は露地が 1 k g、ハウスが 1.5 k g とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。栽培期間が短いことから、たい肥の窒素換算量を年間栽培回数で除して 1 作当たりの窒素換算量を算出する。

注2 ハウスにおいて、ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には 1 t 当たりの窒素換算量を 2 k g とする。

注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。ただし、露地の場合は 1 年間の施用量が 5 t を超えないものとする。

注5 露地の場合のたい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
	(種子消毒)	殺菌剤						基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計	
ハウス春どり			2	(0)	7	0	0	0	9	1	(1)	1	0	1	0	0	0	0	1
ハウス・露地夏どり	7	(0)	7	0	0	0	14	1	(1)	1	0	6	0	0	0	0	1	7	8
ハウス・露地秋どり	7	(0)	7	0	0	0	14	1	(1)	1	0	5	0	0	0	0	1	6	7

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載

基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除

臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
ハウス春どり	1/25	3/25	2/25	4/25	4/5	6/5	1/20	3/25	2/20	4/15	4/1	5/31	1/25	3/25	2/25	4/25	4/5	6/5
ハウス・露地夏どり	4/20	7/5	5/15	8/5	6/5	9/10	4/20	7/5	5/15	8/5	6/5	9/10	4/20	7/5	5/15	8/5	6/5	9/10
ハウス・露地秋どり	7/10	9/5	8/1	10/5	9/1	11/25	7/10	9/5	8/1	10/10	9/1	11/30	7/10	9/5	8/1	10/5	9/1	11/25

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合がある。

G 注釈

● 土壌診断による施肥の適正化

窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。